

## 東大阪市特定随意契約の手續に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市財務規則（昭和42年東大阪市規則第31号。以下「規則」という。）第108条の3第2項の規定に基づき、本市が行う特定随意契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 特定随意契約によることができる物品又は役務の調達を予定している所属長は、次に掲げる事項を発注見通し（様式第1号）に記載し、調度課長に通知しなければならない。調度課長は、その通知を取りまとめて、規則第108条の3第1項第1号の規定により、毎年度公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要
- (2) 契約締結の予定時期
- (3) 所管所属名

2 前項の規定により通知をした所属長は、通知内容に変更を生じたときは、変更後の事項を速やかに調度課長に通知しなければならない。調度課長は、規則第108条の3第1項第2号の規定により、その通知内容を速やかに公表するものとする。

(契約締結前の公表)

第3条 特定随意契約により物品又は役務を調達しようとする所属長は、次に掲げる事項を契約締結前の公表（様式第2号）に記載し、調度課長に通知しなければならない。調度課長は、規則第108条の3第1項第3号の規定により、その通知内容を契約締結前までに公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び内容
- (2) 契約に係る物品の納入期限又は役務の履行期間
- (3) 契約の締結予定日
- (4) 契約の相手方の選定の基準及び決定の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(契約締結状況の公表)

第4条 特定随意契約により物品又は役務を調達した所属長は、契約締結後、次に掲げる事項を契約締結状況（様式第3号）に記載し、調度課長に通知しなければならない。調度課長は規則第108条の3第1項第4号の規定により、その通知内容を速やかに公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及び内容
- (2) 契約に係る物品の納入期限又は役務の履行期間
- (3) 契約の相手方の名称又は氏名及び所在地
- (4) 契約の相手方とした理由
- (5) 契約金額

- (6) 契約を締結した日
- (7) 変更契約を締結した場合における、当該変更事項及びその理由
- (8) その他市長が必要と認める事項

(公表の方法及び期間)

第5条 特定随意契約に関する事項の公表は、次に掲げる方法を併用して行うものとし、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

- (1) 調度課の窓口において閲覧に供する方法
- (2) 調度課のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

(名簿の作成)

第6条 特定随意契約の相手方としようとする者については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所属において特定随意契約対象者名簿(以下「名簿」という。)を作成し、特定随意契約の対象とする物品又は役務を明記しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所並びにこれらに準ずる者。【福祉部障害者支援室】
- (2) 令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合及びシルバー人材センター並びにこれらに準ずる者。【経済部労働雇用政策室】
- (3) 令第167条の2第1項第3号に規定する母子・父子福祉団体並びにこれらに準ずる者。【子どもすこやか部子ども家庭課】
- (4) 令第167条の2第1項第4号に規定する認定を受けた者。【経済部モノづくり支援室】

2 名簿に掲載した内容について変更が生じたときは、名簿登載者からの届出により、前項各号に定める所属において速やかに変更しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、特定随意契約の手続きに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。